

三宅村告示 第 24 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 11 月 1 日

三宅村

上記代表者 三宅村長 櫻田 昭 正

- 1 都市計画の種類及び名称
三宅都市計画火葬場 第 2 号三宅村火葬場
- 2 都市計画を定める土地の区域
三宅村伊ヶ谷地内
- 3 縦覧場所
三宅村役場臨時庁舎 2 階 企画財政課 企画情報係
- 4 問い合わせ先
三宅村 企画財政課 企画情報係 電話 04994-5-0984